

## 鹿児島工業高等専門学校職業紹介業務運営規程

### 前 文

- 1 本校は職業安定法第 33 条の 2 の規定に基づき無料の職業紹介事業を行う。
- 2 本校学生及び本校卒業者（以下「求職者」という。）について、技術者として適当な職業を自由に選択できる機会を与え、我が国工業に必要な人材を充足し、その実際の推進者として職業の安定を図るものである。

### 求 人

- 1 本校は求職に関するいかなる求人の申込みもこれを受理する。ただし、次の場合は受理しない。
  - イ 申し込みの内容が法令に違反しているとき。
  - ロ 賃金、労働時間等の労働条件及び本校の教育課程にかんがみ著しく不相当と認められるとき。
- 2 求人申し込みについては、求人者が直接出頭して求人条件を求人票に記入すること。直接出頭できない場合は、電話及び郵便等の書状により求人申し込みをしても差し支えない。
- 3 求人申し込みについては、求人者はその従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示すること。

### 求 職

- 1 本校はいかなる求職の申し込みについても、これを受理する。ただし、次の場合は受理しない。
  - イ 申し込みの内容が法令に違反するとき。
- 2 求職の申し込みは、必ず求職票に記入して申し込むこと。
- 3 求職の申し込みは、本校在学学生及び過年度卒業生とする。
- 4 本校は必要があると認めるときは、休職者に対してその就職先、労働条件、就職地その他求職条件について指導することがある。

### 紹 介

- 1 本校は求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するよう極力努める。
- 2 求職者に対しては、求職者の希望と適性、能力を生かすような職業に就くことができるよう極力斡旋する。
- 3 労働争議中の事業場に対しては、その争議期間中、紹介を一時停止する。

### そ の 他

- 1 本校は、求職者から知り得た個人的な情報はすべて秘密とし、これを他に漏らさない。
- 2 求職者及び求人者に対して、人種、国籍、信条、性別、社会的身分及び門地等により差別待遇の取り扱いは一切しない。
- 3 求人者は、雇用関係の成立・不成立にかかわらず、その採否について報告すること。
- 4 本校の職業紹介について不審の点があるときは、その質問に応ずる。

#### 附 則

本規程は、昭和 42 年 6 月 1 日より実施する。